

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○県営土地改良事業の換地処分	一	(農村整備課)
○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(七件)	一	(水産業基盤整備課)
○土地改良区役員の就任の届出	二	(北部地方振興事務所)
○土地改良区役員の退任の届出	三	(同)
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	三	(同)
○開発行為に関する工事の完了	三	(建築宅地課)

告 示

○宮城県告示第三百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和四年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
齋藤病院	石巻市山下町一七―二十四	令和四年四月二十四日	令和七年四月二十三日

○宮城県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

江合左岸地区

二 処分の年月日

令和四年四月十五日

○宮城県告示第三百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十二日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五―一

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十九日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

塩釜市旭町一―一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を

令和四年四月二十六日

○宮城県告示第三百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、志津川漁港に

令和四年三月二十九日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一

南三陸町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十九日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

石巻市開成一―二七

宮城県漁業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

石巻市穀町一四―一

石巻市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一―一―一

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十六日

一 委託の相手方

牡鹿郡女川町女川一―一―一

女川町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員の内、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十六日

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
		宮城県北部地方振興事務所 所長 佐々木	均

令和四年四月一日

齋藤 一夫

加美郡色麻町大字永嶋南十四番地

監事

○宮城県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大崎土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木

均

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和四年四月一日	今埜辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地 二	理事

○宮城県告示第三百四十四号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十
条第二項の規定により、令和四年四月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木

均

○宮城県告示第三百四十五号

色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二
項の規定により、令和四年四月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木

均

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

岩沼市三色吉字水神十一番四、十二番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市三色吉字水神七番地

金蛇水神社